監　査　報　告　書

令和５年５月１７日

公益財団法人千葉市保健医療事業団
理事長　斎　藤　博　明　様

公益財団法人千葉市保健医療事業団
監　事　大　濱　洋　一
監　事　岩　松　琢　也

私たち監事は、公益財団法人千葉市保健医療事業団定款第８条の規定により、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びに理事の職務の執行等について監査いたしました。

その方法及び結果を次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員より情報を収集し、監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議等において、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受けたほか、重要な決裁書類等に関する資料の調査を行い、業務及び財産の状況並びに当該事業年度にかかる事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

２　監査意見

(1)　事業報告書の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、法人の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況について、指摘すべき事項はありません。

(2)　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

(3)　公益法人の業務運営における監査結果

公益目的事業の累積剰余金については、平成３０年度に策定した剰余金解消計画に基づき解消が図られ、公益法人が遵守すべき収支相償について達成されたことを確認しました。